



世界に希望を生み出そう



美馬ロータリークラブ

国際ロータリー2670地区 例会場 森友

出席報告

会員数	会場出席	ZOOM	欠席	メーカーキャップ	修正合計	出席率
27	14	0	13	0	14	51.9%

2023-2024年度 第43回 例会プログラム

開会点鐘 19時 / 四つのテスト / 我らの生業 /

会長の時間 / 幹事報告 / 委員会報告 / 卓話 / スマイルボックス発表

会長の時間 (三好幹事)

重田会長が体調不良により療養中ということで私が代行として挨拶させていただきます。思い起こせば私も会長経験者でした。その時のことを思い出してお話しさせていただきます。

ロータリーは6月30日をもって年度が替わります。現在新たな年度の準備に入っています。クラブの運営計画書を作成している最中で、その中でいつも地区資料はガバナーエレクト事務所のホームページからダウンロードするのですが、今回は前年度のRI会長の所信やガバナーの所信のままで2024-2025年度のものになかったためガバナーエレクト事務所に連絡して送ってもらいましたが、私が望むものではないものが送られてきて少し困ってしまいました。今回は丸亀からガバナーを輩出ということで事務員の方が慣れていないせいだと思います。やはり今まで経験したことがないことをするのは大変ですし、ストレスがかかるものです。

前年と同じことをすると失敗も少ないし安定してできます。しかし近年のロータリーでは変革の時といわれ大きく変わらなければいけないと言われ続けています。変わろうとすると失敗もしますし、苦勞もします。しかし変わらなければいけないときというのは私だけではなく皆さんも感じていると思います。新たな試みを来年度はしていくつもりです。トライ&エラーを繰り返し少しでも前進できるように努力し続けていきますので皆様からもいろいろと意見を頂戴したいと思います。27人の小さなクラブです。風通しがいいのが長所だと思います。どうぞ自由な考えをもって素晴らしいクラブにしていきたいと思います。

幹事報告

到着週報 阿波池田 RC 鴨島 RC 脇町 RC

- ・ガバナーより地区大会のお礼状が来ております。
- ・地区ローターアクト委員会より「地区ローターアクト行事について」案内が来ております。

委員会報告

特にありません。

卓話

矢野会員

職業について少しお話しします。私の仕事は土地家屋調査士です。

最近民法で改正があり相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されました。その契機として六本木ヒルズを開発するとき法務局の登記において相続登記ができていないなど混乱したものであったため4年の

年月がかかってしまいました。当時の小泉総理が何とかしようとして地区整備事業として47都道府県で実施して所有者不明土地をなくそうとしています。

所有者不明土地というのは不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、これが全体の3分の2を占め、もう一つは所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地で3分の1あります。この所有者不明土地が全国のうち占める割合は九州本島の大きさに匹敵すると言われています。このため公共事業や復旧・復興事業が土地の所有者の探索に多大な時間と費用がかかり円滑に進まないなど問題が発生しています。この改正により相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。これに正当な理由もなく義務違反した場合10万以下の過料が課される可能性があります。

何十年前から土地の持ち主が変わったら一か月以内に届け出るルールがありました。銀行から融資して購入した場合はその借主の銀行から督促されますので登記されますがそれ以外の場合はほとんどできていないのが現実です。10万以下の罰金がかかりますが実際にその罰金を処された話は聞きません。昔、当時の首相の中曽根首相が自身の土地を登記していないなどと言われたりしていましたが、時の首相がそのルールを順守していないぐらいいい加減なものでした。法人登記の役員の変更などはしていないとすぐ罰金がかかるのは大きな違いです。

相続人申告登記といって期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合簡易に相続登記の申請義務を履行する仕組みがあります。先の話になりますが令和8年4月1日に住所の変更登記の申請の義務化も決まりました。登記簿上の所有者の住所が変更さないことも所有者不明土地の主要な発生原因となっていることから住所等の変更登記の申請を義務化されました。

令和5年4月27日には相続土地国庫帰属制度が創設されました。土地の負担感が増加しており相続などによって土地の所有権を取得した相続人が法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。しかし申請時に審査手数料（一筆当たり14,000円）を納付し、さらに10年分の土地管理費相当額を納付する必要があります。

民法が変わってきているということで皆様にお伝えする必要を感じ、今回お話しさせていただきました。



スマイルボックスの発表

社会員「先々週ちびっこ相撲が開催され唐揚げのキッチンカーを出店して盛況でした。」

田中義美会員「日曜にゴルフコンペで優勝しました。」

次回例会

6月4日19時～

場所 森友

※出欠連絡は前日昼までに幹事までご連絡ください。